

平成23年度

「 船用品等の法令研究及び情報提供 」

事業報告書

平成24年3月

社団法人 日本船舶品質管理協会

## 1. 事業目的

船用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに船用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行ない、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行なう。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

## 2. 事業の内容(計画)

- (1) 船用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行なう他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (3) 本会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

## 3. 事業の実施結果及び成果

### 3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 平成19年度事業として実施した「イマーション・スーツの作業性能改善に関する調査研究」の結果を踏まえてイマーション・スーツの保温性試験基準について、また、平成20年度事業として実施した「救命艇離脱フック機構の安全性向上に関する調査研究」の結果を踏まえて、救命艇の事故防止対策としての救命艇離脱フックの構造要件、評価試験方法の見直しについて、IMO の設計設備小委員会（DE）及び海上安全委員会（MSC）における検討・審議にあたり、平成24年2月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設計設備小委員会（DE56）に有識者を派遣した。
- (2) 船舶設備規程、船舶消防設備規則等の一部改正及び同改正に伴う関連規則・通達等の改正の内容に関する情報、EU RO による船用機器等の相互承認問題の動向等を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により東京都及び広島市において開催した。

実施日	場 所	実 施 内 容
H23.7.25(月)	日本財団ビル 2階大会議室	[バラスト水管理条約とバラスト水処理装置に関するセミナー] 第1部 バラスト水管理条約に係る国内外の動向 (1)バラスト水管理条約の概要 (講師:国土交通省海事局安全基準課) (2)IMO 及びわが国におけるバラスト水処理装置の承認 体制 (講師:国土交通省海事局検査測度課) (3) バラスト水処理装置の搭載に関する検討 (講師:一般財団法人日本海事協会)
H23.8.3(水)	ホテルグラン ヴィア広島  (広島市)	第2部 バラスト水処理装置の開発状況 我が国の承認を得て製品化されているバラスト水処理 装置の紹介  (参加者数:東京会場 167名、広島会場 161名)

### 3.2 事業の成果

国際海事機関 (IMO) 等への情報提供に関しては、平成24年2月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設計設備小委員会 (DE56) に有識者を派遣して、救命艇の事故防止対策、イマーション・スーツ、救命胴衣等に関する審議等においてわが国からの提案について説明を行った他、海外の関係者との情報交換を行った。

SOLAS 条約、MARPOL 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。中でも EU RO による相互承認問題については適宜、関係資料を印刷し、関係会員に送付した。また、特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。

法令改正説明会を東京都及び広島市で開催した。各会場とも当初の予定数を大幅に超える多数の海事関係者からの参加申し込みがあり、参加をご遠慮いただかなければならない状況にまでなった。会場は満席となり、予備のイス席を設けてまで対応した結果、説明会は盛況裏に終了した。



(東京会場)



(広島会場)